

北海道教育委員会教育長告示第27号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

平成30年4月2日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫



(教育委員会所管分 その9)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|--|-----------------------------|--|------|--|--|---|------------------|---|
| 社会教育活動促進事業(社会教育団体活動費補助金) 北海道の生涯学習振興のため、生涯学習推進活動を行なう団体に助成することによって、その自主的な活動を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付する。 | 公益財団法人北海道生涯学習協会 会長 宇田川 洋 | 公益財団法人北海道生涯学習協会が行なう社会教育活動促進事業(社会教育団体活動費補助金)に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)報酬 (2)共済費 (3)報償費 (4)旅費 (5)需用費(食糧費を除く。) (6)役務費 (7)使用料及び賃借料 (8)その他教育長が必要と認めるもの | 定額 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育第2号様式 ・教育第10号様式 ・教育第14号様式 ・教育第16号様式 ・教育第28号様式 ・その他別に指示する様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育第2号様式 ・教育第25号様式 ・教育第27号様式 ・その他別に指示する様式 | <ul style="list-style-type: none"> 提出部数1部 提出期限 平成30年4月16日 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課(北海道立生涯学習推進センター) | 教育長 | 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 |